

現代神学 第14回
オンデマンド動画 第7回

神学と良心

小原 克博

1

Overview

1. 神学における「良心」
2. 聖書における「良心」
3. 「良心」概念の系譜と拡張
4. 信教の自由と良心の自由
5. 今回の課題

2

1

神学における「良心」

3

アウグスティヌス (354-430)

「それゆえ、二つの愛が二つの国を造ったのである。すなわち、神を軽蔑するに至る自己愛が地的な国を造り、他方、自分を軽蔑するに至る神への愛が天的な国を造ったのである。要するに、前者は自分を誇り、後者は主を誇る。なぜなら、前者は人間からの栄光を求めるが、後者にとっては神が良心の証人であり最大の栄光だからである。」

(アウグスティヌス『神の国』下 (泉治典ほか訳) 教文館、2014年、72頁 (第14巻28章))

4

マルティン・ルター (1483-1546)

ヴォルムスの帝国議会 (1521年) でのルターの答弁

「教会や公会議はしばしば過ちを犯した。だから聖書の根拠、または明白な理性によって納得させられない限り、**良心**に依然として証拠を確信している。私の**良心**は神の言葉に縛られている。**良心**に逆らって行動することは確実ではないし正しくもない。それゆえ私は何事も取り消すことはできないし、また、そうしようとは思わない。私はここに立つ。私に他の在り方はない。」

【参考】「そこで、パウロは最高法院の議員たちを見つめて言った。「兄弟たち、わたしは今日に至るまで、あくまでも**良心**に従って神の前で生きてきました。」」 (使徒言行録23:1)

5

カール・バルト (1886-1968)

- ・「**良心** (Gewissen) とは確かに συν-είδησις, con-scientia であり、したがって人間が**共に知ること** (Mitwissen) ——ただ単にわれわれの諸前提に基づいてではなく、神を唯一の善なる方として、誠めの授与者として、そして誠めの実現についての裁き手としてのみ知ることができること、換言すれば、私が今まさにそれに移って行くであろう行為、あるいは、やり遂げたものとして、私が今まさに振り返り見るであろう行為の善、不善について、人間が**共に知ること**を意味している。」 (『キリスト教倫理学総説』II:2「良心」384頁)
- ・「どうしてわれわれは、そのところからして、良心を、内在的な悪意全体以外において、ただの一瞬たりとも、聖化された、従順な良心として理解することができようか。「**共に一知る**」ということか (Conscientia?)、然り。われわれの行為の善について共に知るの、確かに神の慈しみを顧みるときにのみ一緒に理解されるのであり、しかし、われわれの行為そのものを顧みるならば、確かにただわれわれの悪意しか、一緒に理解されるにすぎない。」 (同、386頁)

6

2

聖書における「良心」

7

偶像に供えられた肉

わたしたちを神のもとに導くのは、食物ではありません。食べないからといって、何かを失うわけではなく、食べたからといって、何かを得るわけではありません。ただ、あなたがたのこの自由な態度が、弱い人々を罪に誘うことにならないように、気をつけなさい。知識を持っているあなたが偶像の神殿で食事の席に着いているのを、だれかが見ると、その人は弱いのに、その**良心**が強められて、偶像に供えられたものを食べるようにならないだろうか。そうなると、あなたの知識によって、**弱い人が滅びてしまいます。その兄弟のためにもキリストが死んでくださったのです。**このようにあなたがたが、兄弟たちに対して罪を犯し、彼らの弱い**良心**を傷つけるのは、キリストに対して罪を犯すことなのです。それだから、食物のことがわたしの兄弟をつまずかせるくらいなら、兄弟をつまずかせないために、わたしは今後決して肉を口にしません。(「コリントの信徒への手紙1」8:8-13)

8

ユダヤ人共同体と異邦人共同体

- ・「彼らの弱い**良心を傷つける**のは、キリストに対して罪を犯すことなのです。」（1コリ8:12）
- ・ヘブライズム的伝統（パレスチナ）に生きてきた人々とヘレニズム的伝統（地中海）に生きてきた人々の間にある大きなギャップをどのように埋めることができるのかに、パウロは心を砕いている。従来の伝統を超えた新たに視点に立つことによって、隔てを越えるイエスの愛（**越境的な愛**）を「**共に知る**」者たちの「**良心の共同体**」をパウロは目指していると言うことができる。

9

律法と良心

- ・「こういう人々は、律法の要求する事柄がその心に記されていることを示しています。彼らの**良心**もこれを証ししており、また心の思いも、互いに責めたり弁明し合って、同じことを示しています。」（「ローマの信徒への手紙」2:15）
- ・「こういう人々」（=異邦人）は、律法を仮に知らなくても、それが要求すること（正しい行い）を自然に実行していれば、ユダヤ人と何ら変わらないことをパウロは主張している。その根拠として「良心」を挙げている。**異なる価値規範をつなぎ**、特定の民族や宗教を超えた、**より普遍的な地平**へと目を向けさせる役割を「良心」が担っている。

10

大祭司イエスと良心

以上のものがこのように設けられると、祭司たちは礼拝を行うために、いつも第一の幕屋に入ります。しかし、第二の幕屋には年に一度、大祭司だけが入りますが、自分自身のためと民の過失のために献げる血を、必ず携えて行きます。このことによって聖霊は、第一の幕屋がなお存続しているかぎり、聖所への道はまだ開かれていないことを示しておられます。この幕屋とは、今という時の比喻です。すなわち、供え物といけにえが献げられても、礼拝をする者の**良心**を完全にすることができないのです。これらは、ただ食べ物や飲み物や種々の洗い清めに関するもので、**改革の時**まで課せられている肉の規定にすぎません。（「ヘブライ人への手紙」9:6-14）

11

けれども、キリストは、既に実現している恵みの大祭司としておいでになったのですから、人間の手で造られたのではない、すなわち、この世のものではない、更に大きく、更に完全な幕屋を通り、雄山羊と若い雄牛の血によらないで、御自身の血によって、ただ一度聖所に入って永遠の贖いを成し遂げられたのです。なぜなら、もし、雄山羊と雄牛の血、また雌牛の灰が、汚れた者たちに振りかけられて、彼らを聖なる者とし、その身を清めるならば、まして、永遠の“霊”によって、御自身をきずのないものとして神に献げられたキリストの血は、わたしたちの**良心**を死んだ業から清めて、生ける神を礼拝するようにさせないでしょうか。

12

古い時代と新しい時代 (1)

- ・「この幕屋とは、今という時の比喩です。すなわち、供え物といけにえが献げられても、礼拝をする者の**良心**を完全にすることができないのです。」 (ヘブ9:9)
- ・「まして、永遠の“霊”によって、御自身をきずのないものとして神に献げられたキリストの血は、わたしたちの**良心**を死んだ業から清めて、生ける神を礼拝するようにさせないでしょうか。」 (ヘブ9:14)
- ・古い時代から新しい時代への「改革」のしるしとして「良心」が語られている。

13

古い時代と新しい時代 (2)

- ・ただし、聖書で語られている「良心」は、日本語の「良心」、儒教的なニュアンスの「良心」とは異なることに注意 (後述)。
- ・この聖書の箇所では、良心はそのままで不完全であること、キリストの血によって清められなければならないものとされている。

14

まとめ

【空間的な越境】

イエスの越境的な愛を「共に知る」者たちの
「良心の共同体」
対立する価値をとりなす力としての「良心」

【時間的な越境】

古い時代から新しい時代への
「改革」のしるしとしての「良心」

15

3

「良心」概念の系譜と拡張

16

日本語における「良心」

- conscience の訳語として「良心」が最初に用いられたのは、ブリッジマン・カルバートソン訳『新約聖書』（1863年）において、『孟子』から取られた。（『角川 新字源』）
- 孟子は性善説を唱えた。日本語の「良心」も、こうした儒教思想の影響を受けている。
- 福沢諭吉は『学問のすすめ』（1872-76年）の中でconscience を「至誠の本心」と訳した。



17

【参考】 聖書の人間観、新島襄の人間観

「わたしは、自分の内には、つまりわたしの肉には、善が住んでいないことを知っています。善をなそうという意志はありますが、それを実行できないからです。**わたしは自分の望む善は行わず、望まない悪を行っている。**もし、わたしが望まないことをしているとすれば、それをしているのは、もはやわたしではなく、わたしの中に住んでいる罪なのです。（中略）わたしはなんと惨めな人間なのでしょう。」
（「ローマの信徒への手紙」 7:18-24）

18

西洋における「良心」

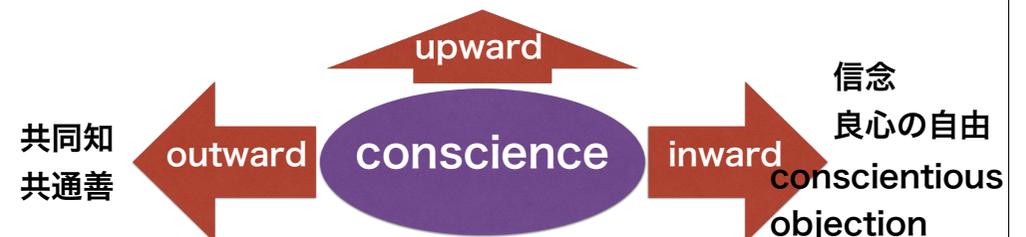
- conscience ← conscientia（コンスキエンティア、ラテン語）
= con（共に） + scire（知る）
- その元になるのは συνείδησις（シュネイデーシス、ギリシア語）
= συν（共に） + εἶδω（知る、考える）

【参考】 同志社大学 良心学研究センター『良心学入門』（岩波書店、2018年）、『良心から科学を考える』（岩波書店、2021年）

19

誰と「共に知る」のか？

- 自己の内面的な対話（内なる他者との対話）【個人的良心】
→ 自己認識（self-awareness）
- 他者と「共に知る」 【社会的良心】
- 神と「共に知る」 【信仰的良心】



20

良心的拒否の多様化

- Conscientious objection
- もともとは、良心の自由や信教の自由を根拠とする「**良心的兵役拒否**」(conscientious objection to military service) を意味していた。
- 教育、医療（中絶を含む）そして裁判員制度へと拡大

21

「共に」「知る」の変容と再構築



- 現代では、情報を「検索する」とほぼ同義。
- 「さて、アダムは妻エバを**知**った。彼女は身ごもってカインを産み、「わたしは主によって男子を得た」と言った。」（「創世記」4章1節）
- 指先で得られる情報・知識の「共有」ではない。「個」（フィルターバブル）の外に出る。

22

「境界線」と良心

「共に知る」範囲を狭く設定することによって、人間は快適さ（コンフォート・ゾーン）や専門性を増すことができる。しかし同時に、自らに都合よく「共に知る」範囲を限定することにより、近現代の社会が、社会的弱者や「非生産的」人間を排除してきた歴史的教訓から学び続ける必要がある。

包摂的な社会の担い手としての
「良心の共同体」の形成

23

良心概念の拡張



未来世代と「共に知る」、**大地**と「共に知る」
人工物 (AI・ロボット) と「共に知る」

24

SDGs ネクスト「深山大沢」プロジェクト — ミツバチから宇宙まで —

本シンポジウムでは、同志社大学SGDs 研究プロジェクト「ネクスト「深山大沢」プロジェクト—**良心の概念拡張と新たな実践**」の取り組みを紹介し、SDGsの諸課題に対し、同志社大学ならではのユニークな視点を提示します。

「**深山大沢**」は、最晩年の新島襄が大学の理想像を語る上で頻繁に使った重要なキーコンセプトです。本プロジェクトは、新島の理想を引き継ぎ、SDGsによって提起される地球規模の課題に对应していくために、それを**ネクスト「深山大沢」**として発展させていきます。

公開シンポジウム
All Doshisha Research Model 2025
「経路3、人へハク切ナリ」同志社大学SDGs研究プロジェクト
SDGs ネクスト「深山大沢」プロジェクト
— ミツバチから宇宙まで —

本シンポジウムでは、同志社大学SGDs研究プロジェクト「ネクスト「深山大沢」プロジェクト—良心の概念拡張と新たな実践」の取り組みを紹介し、SDGsの諸課題に対し、同志社大学ならではのユニークな視点を提示します。「深山大沢」は、最晩年の新島襄が大学の理想像を語る上で頻繁に使った重要なキーコンセプトです。本プロジェクトは、新島の理想を引き継ぎ、SDGsによって提起される地球規模の課題に对应していくために、それをネクスト「深山大沢」として発展させていきます。

入場無料。Zoom ウェビナーは要申込

- 日時: 11月22日(火)16:40~18:40
- 場所: 同志社大学 今出川キャンパス 同志社礼拝堂 & Zoom ウェビナー(下記より申込み。締切11月19日)
- 申込先: <https://forms.office.com/r/3ets5x3k9j>
- 登壇者:

小島 直樹 (神学専攻) 「ネクスト「深山大沢」は良心」
和泉 真子 (法文学専攻) 「地球と良心の対峙—グローバル化と倫理」
和泉 真子 (経済学専攻) 「エコロジカル・フットプリントとオーバーシュート」
林田 隆 (理工学専攻) 「国際協働と倫理」
石川 正徳 (高等研究教育推進員) 「人間と宇宙」
林田 隆 (理工学専攻) 「AIとサイエンスコミュニケーションの重要性」

● プロジェクト・メンバーによるパネルディスカッション:

林田 隆 (理工学専攻)、和泉 真子 (神学専攻)、野口 龍子 (生命医科学専攻)、櫻井 智理、北山 純 (法文学専攻)、武藤 泰 (心理学専攻)、池田 和典 (文学専攻)、熊澤 真子 (ビジネス専攻)

■ 共催 同志社大学 良心研究センター
■ 問い合わせ プロジェクト代表/小島直樹(kkohara@doshisha.ac.jp)

25

4

信教の自由と良心の自由

26

「信教の自由」「良心の自由」の成立背景

- ・ 宗教改革 (1517)、三十年戦争 (1618-48)
- ・ ウェストファリア条約 (1648)
 - ・ 史上初の多国間条約。現在の国際秩序の起源。
 - ・ 主権国家の領土権と主権国家による相互内政不干渉の原則。
- ・ アウグスブルクの和議 (1555) を徹底。「領主が領土内の宗教を決定する」(cujus regio, ejus religio)
- ・ 「信教の自由」「良心の自由」の認識と法的な保障

27

政教分離と良心の自由

- ・ 「政教分離」が善い考えである場合には、それが平等な尊重を支持し、一つの宗教の教義を国教として樹立することで、ある市民の集団を中傷したり、社会的に周辺に押しやったりしてしまうようなことが公共の分野で起こらないようにするという点で善いのである。文字どおりに解釈された全面的な分離など本当に信じている者は誰もいない。現代の国家は人々の生活の隅々にまで姿を現すのであり、もし私たちが本当に政治と宗教と徹頭徹尾分離しようとするのなら、深刻な不公平の状況に立ち至るだろう。(中略)だから、単なる分離という考えだけでは、私たちの指針としては使えない。政教分離がどの程度まで、そしていつ、善いものになるのかを教えてください、別の指針となる理念が必要なのだ。」(マーサ・ヌスバウム『良心の自由—アメリカの宗教的平等の伝統』17頁)
- ・ ヌスバウムはその「理念」を宗教的平等や良心の自由に求めている。

28

2022年、日本の課題

- ・ 信教の自由は絶対的なものか。
- ・ 政教分離は、どのようになされるべきか。
- ・ 憲法20条【信教の自由】

1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

5 今回の課題（600～800字）

1. 以下のリーディング・アサインメントを読んでください。

- ・ 「宗教と政治——議論の契機」（論点スペシャル「旧統一教会問題 どう見る」）、『読売新聞』2022年9月7日、朝刊。
- ・ 「「政教分離」の原則——政治と宗教、あいまいな線引き」（Sunday Wide）、『朝日新聞』2022年9月18日、朝刊。

2. 上記の内容と今回の講義の中で、あなたの印象に残った（重要であると思った）点（複数可）を、その理由と共に述べてください。